

## 6歳未満の患者への診療で初診・再診に55点が加算可能に（2020年12月15日以降分から）

2020年12月15日付で、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その31)」が発出され、小児の診療に対する特例的な評価が算定可能となりました。詳細は下記のとおりです。なお、導入されているレセコンメーカー等によって、当該加算項目が入力可能となるタイミングが異なると予想されるため、利用可能となる時期については、お使いのレセコンメーカーにお問い合わせください。

### 【乳幼児感染予防策加算算定時の対応・注意点】

#### 1. 算定点数

⇒ 6歳未満の患者毎に『乳幼児感染予防策加算』55点を初・再診料へ加算（届出不要）。

※初・再診料への従来の加算点数も併せて算定可。

#### 2. 診察時等の注意点

①診療・算定等にあたっては、小児の外来診療等において「特に必要な感染予防策」を講じる。

※「特に必要な感染予防策」については「小児の外来診療におけるコロナウイルス感染症2019(COVID-19)診療指針・第1版」を参考に小児の外来における院内感染防止等に留意した対応を行う。

(対応の例) … 1. COVID-19に特徴的な症状はなく、小児では出現しても訴えとして現れることが期待できないことから、一人の患者ごとに手指消毒を実施すること。

2. 流行状況を踏まえ、家庭内・保育所内等に感染兆候のある人がいたか、いなかったのかを確実に把握すること。

3. 環境消毒については、手指の高頻度接触面と言われるドアノブ・手すり・椅子・スイッチ・タッチパネル・マウス・キーボードなどは定期的に70～95%アルコールか0.05%次亜塩素酸ナトリウムを用いて清拭消毒し、特に小児が触れる可能性が高い場所は重点的に行うこと…など。

②診療等にあたっては、患者又はその家族等に対して、院内感染防止対策等に留意した対応を行っている旨を十分に説明し、同意を得ること。

③電話や情報通信機器を用いた診療又は服薬指導を実施した場合には算定不可。

#### 3. 対象患者

⇒対象患者は、6歳未満の乳幼児

#### 4. 取扱いの期間と点数の変更について

⇒2020年12月15日から2021年9月までが55点、2021年10月以降から2022年3月までは28点で算定

### 2021年4月から可能 すべての患者への初診・再診に5点の加算（2021年9月まで、10月以降は状況に応じて）

12月18日の中医協で令和3年度予算での対応が示され、承認されました。全ての患者の診療において、「新型コロナウイルス感染症(COVID19)診療の手引き・第4版」等を参考に、必要な対策等を講じて診療を行うことを条件に、初診・再診等について1回あたり5点を加算できることとされました。算定方法など、詳細は追ってお知らせいたします。合わせて、新型コロナ陽性患者に対して、治療の延期が困難で治療を実施した場合に、298点を算定できることとされました。こちらも2021年4月から算定可能となっています。

### 【歯科における当面の新型コロナ特例】

	2020年	2021年		2022年
	12月15日以降	4月～	10月～	4月～
乳幼児感染予防策加算	55点 →		28点 →	未定
全ての患者への特例対応 (初・再診料への加算)		5点 →	延長せずを前提に柔軟に対応	
新型コロナ陽性患者への治療		298点 →	不明	